

令和8年8月4日

第1回毛呂山町介護保険運営審議会資料

第 10 期毛呂山町高齢者総合計画の策定について （令和9年度～令和11年度）

令和8年8月

毛呂山町高齢者支援課

目次

1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の法的根拠.....	1
3	計画の期間.....	2
4	策定に向けて（制度改正等について）	3
5	計画策定の体制.....	9
6	計画策定のスケジュール（案）	10

1 計画策定の趣旨

本町は、令和6（2024）年3月に策定した「第9期高齢者総合計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」において、「住み慣れた地域で、いつまでも安心して・自分らしく・いきいきと暮らせるまち・もろやま」を基本理念に、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図りながら、地域包括ケアシステムを推進するとともに社会福祉基盤の整備や地域づくりに取り組んできました。

「第10期毛呂山町高齢者総合計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）」（以下、本計画）は、中長期的な視点に立ち、地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、介護保険サービスと地域支援事業の必要見込量を定めるとともに、既存施設・事業所の今後のあり方を含めた検討をはじめ、地域包括ケアシステムのさらなる深化に向けて取り組みを推進していきます。

2 計画の法的根拠

（1）根拠法令等

本計画は、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の8の規定による「市町村老人福祉計画」、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するとともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月16日法律第65号）第13条の規定による「市町村認知症施策推進計画」として位置づけます。

また、国の指針に基づく介護給付適正化計画の内容を含めています。

●高齢者福祉計画と介護保険事業計画、認知症施策推進計画の性格

■高齢者福祉計画（老人福祉計画）

高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量や提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

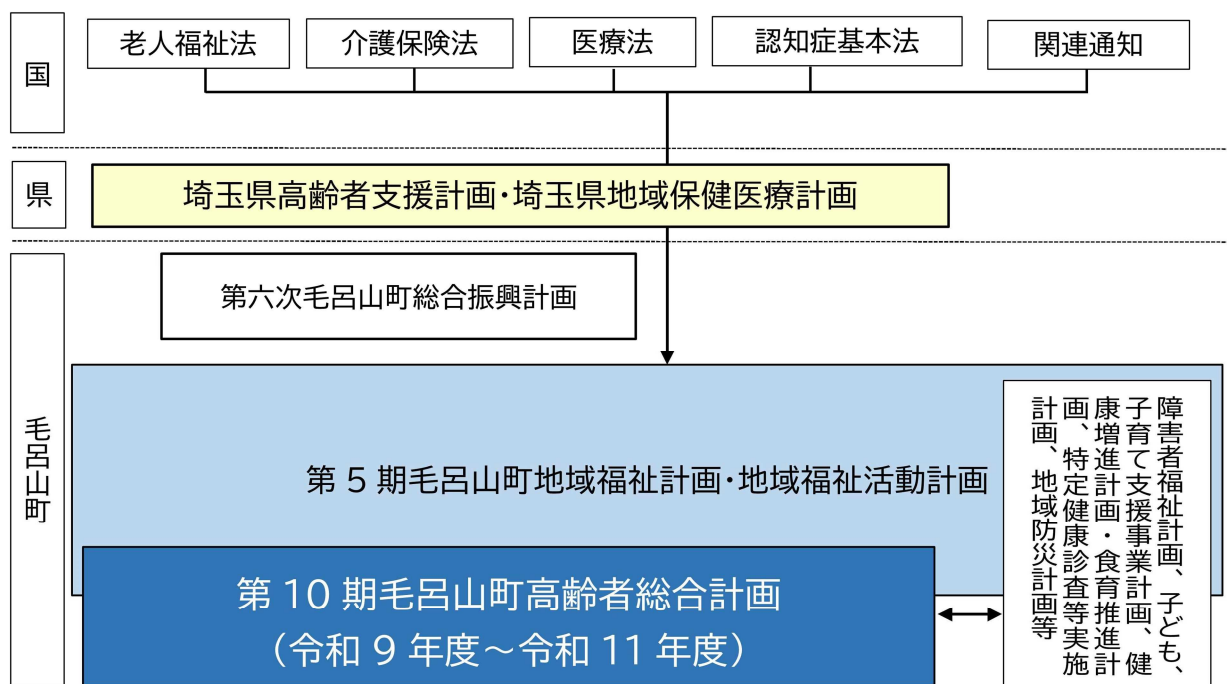
■認知症施策推進計画（新規）

認知症になっても尊厳を保ち、安心して自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、市町村における認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

（2）他の計画等との関係

本計画は、本町の上位計画となる「毛呂山町総合振興計画」におけるまちづくりの理念を踏まえるとともに、福祉分野の上位計画に位置付けている「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合性を図り策定します。

また、福祉分野の個別計画である「毛呂山町障害者福祉計画」、「毛呂山町子ども・子育て支援事業計画」、「毛呂山町健康増進計画・食育推進計画」をはじめ、その他関連計画との連携・整合性を図るとともに、埼玉県の「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」との整合性を図り策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度から令和11年度の3年間です。

高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

また、計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 22年度
2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2040年度
第 9 期計画期間			第 10 期計画期間			第 11 期計画期間			
令和 22(2040)年を見据えた中長期的な計画									
団塊の世代が 75 歳に									団塊のジュニア世代が 65 歳に

4 策定に向けて（制度改正等について）

令和8年3月11日に「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」が行われました。会議では、第10期計画策定に向けた基本的な考え方や制度改正等について示されています。

介護保険事業（支援）計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、9期指針：令和6年厚生労働省告示第18号）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
- ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

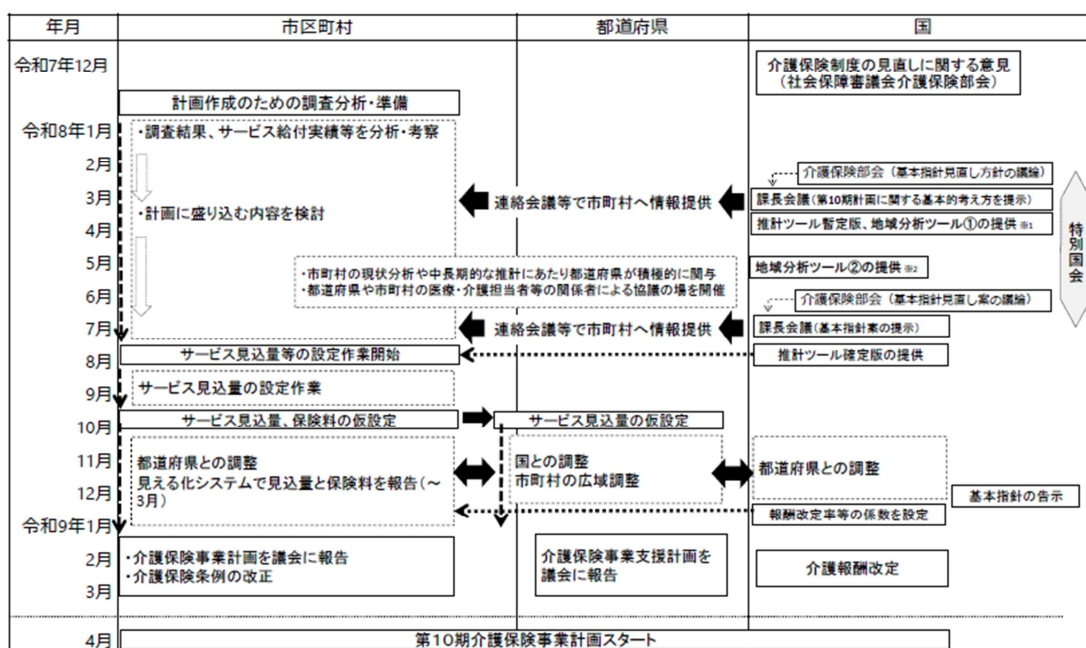
都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

現段階における、第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール



※1 500mメッシュ別人口データ（年代別、2050年まで5年刻み）を地図上に表示する機能の追加。

※2 各市町村の「地域の概況」、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国比の割合値として算出し、レーダーチャートで表示する機能の追加。

基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素

今後の基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、例えば下記のようなものが考えられる。

<介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日）関係>

- 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等
- 地域包括ケアシステムの深化
 - ・ 医療・介護連携の推進
 - ・ 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援
 - ・ 介護予防の推進、総合事業の在り方
 - ・ 相談支援等の在り方
 - ・ 認知症施策の推進等
- 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援
 - ・ 総合的な介護人材確保対策
 - ・ 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進
- 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保
 - ・ 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方 等

<福祉部会「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）関係>

- 介護人材の確保・育成・定着 等

<「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）関係>

- 入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想の策定
- 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用（医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年12月4日参議院厚生労働委員会））
- 本指針を定めるに当たり、即するものとされている医療情報化推進方針の策定（改正後の介護保険法第116条）等

2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期的介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日）（抜粋）

（中長期的な推計）

- 市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置付けを明確化し、都道府県についても、2040年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加し、必要な情報提供や助言、協議の場の設置等により支援や調整を行っていくことが適当である。

（2040年に向けた地域課題への対応）

- 2040年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口減少地域対応や医療・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかになった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行うことが必要である。
- このため、介護保険事業（支援）計画において、都道府県及び市町村が以下の内容について記載することが適当である。
 - ・ 2040年に向けての中長期的な推計
 - ・ 中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕組み等の導入及び導入地域
 - ・ 総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療・介護連携に係る提供体制の構築に必要な取組
 - ・ 有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況
 - ・ 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること
 - ・ 人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援に係る地域の目標及びその達成に向けた方策
- その際、中長期的な地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必要であり、第10期介護保険事業計画期間から、都道府県と市町村が既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で実効的なすり合わせを行うとともに、地域の状況に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会議体を設置するなど、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、本格的に議論するための体制を構築することが適当である。

次ページに続く

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、**都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し**、共通の課題認識を持った上で、**地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討**。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、**計画の策定過程における議論のプロセスを整理**。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が**確認すべき指標や状況の提示等**により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ **地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）**を念頭に置いた計画策定。**中山間・人口減少地域**においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、**特例介護サービスの新たな類型の活用**等）について議論。
- ・ **医療との連携状況**や有料老人ホーム等の**高齢者向け住まいの入居の状況等**を踏まえたサービス提供体制の構築。

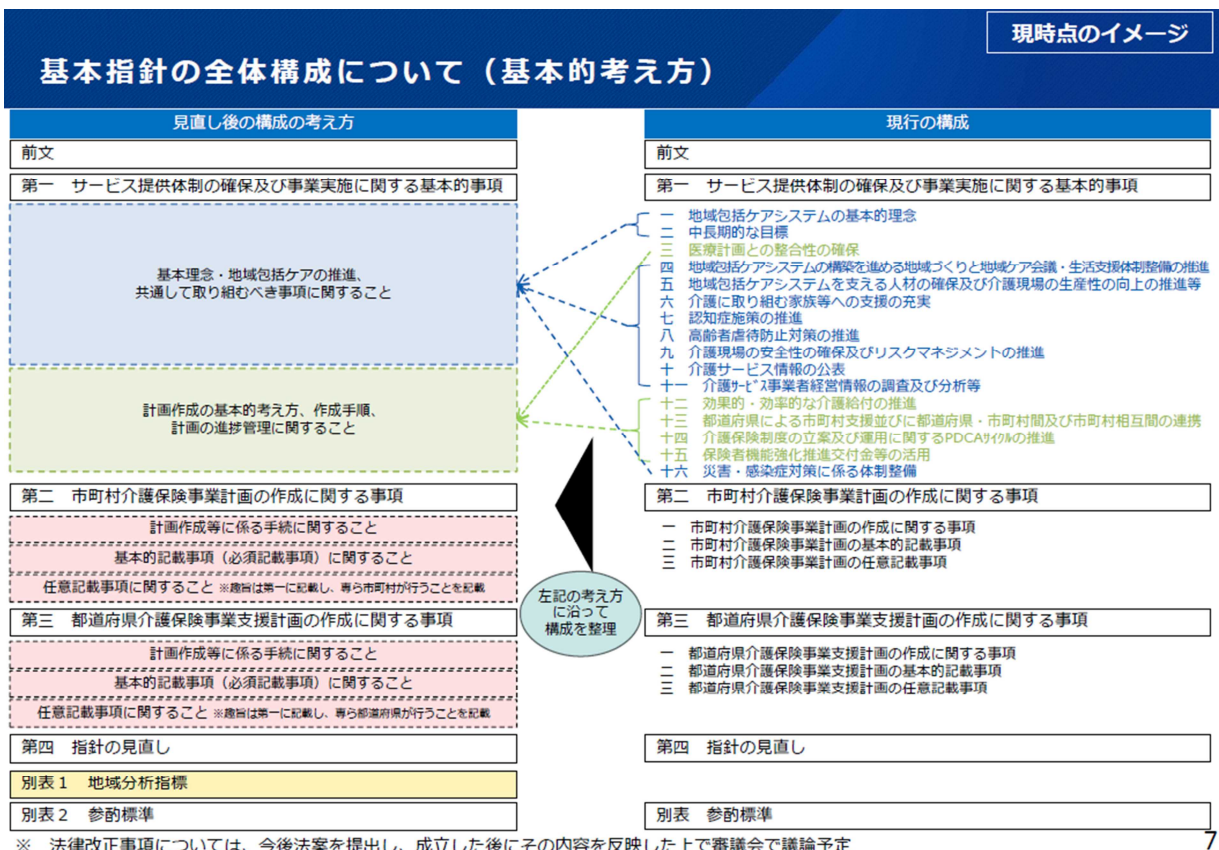
○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の**多様なサービス・活動の充実に向け**、**多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等**を推進。
- ② **頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決**するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、**切れ目のない支援が提供される地域づくり**を推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって**介護人材確保に関するプラットフォームを構築**し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② **テクノロジーの更なる活用**等による生産性向上や、**協働化・大規模化の推進等**による経営基盤の強化等を推進。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定



介護保険制度の見直しに関する意見（概要） （令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

○地域の類型の考え方

- ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である

○中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）

- ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための仕組みを設ける
- ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
- ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する

○大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）

○一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）

- ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の仕組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

○特例介護サービスの枠組みの拡張

- ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

○地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★

○介護サービスを事業として実施する仕組み

- ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける

○介護事業者の連携強化

- ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★

○既存施設の有効活用

- ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する

○調整交付金の在り方

- ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合

- ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する

※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの実現（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅱ2）等の取組を併せて推進する

II 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

○医療と介護の協議の場等

- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

○有料老人ホームにおける安全性及び質の確保

- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける

○入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける

○入居者紹介事業の透明性や質の確保

- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する

○いわゆる「囲い込み」対策の在り方等

- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービスを担保する事業の会計を分離独立させる

○住まいと生活の一体的支援

- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する

○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点

- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

○頼れる身寄りがない高齢者等への支援

- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方

- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の開設実施を可能とする

○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める

○有料老人ホームに係る相談支援

- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

○人材確保のためのプラットフォーム

- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等

- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の仕組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

○事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

○科学的介護の推進

- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

Ⅳ 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
 - ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
 - ・地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

- 1号保険料負担の在り方
 - ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う
- 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準
 - ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されることを踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
 - ・「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 補足給付に関する給付の在り方
 - ・第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
 - ・第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①・②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）
- 多床室の室料負担
 - ・在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う★
- ケアマネジメントに関する給付の在り方
 - ・住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めることが考えられるところ、丁寧に検討を行う

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う

○被保険者範囲・受給者範囲

- ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

○金融所得、金融資産の反映の在り方

- ・金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
- ・金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う

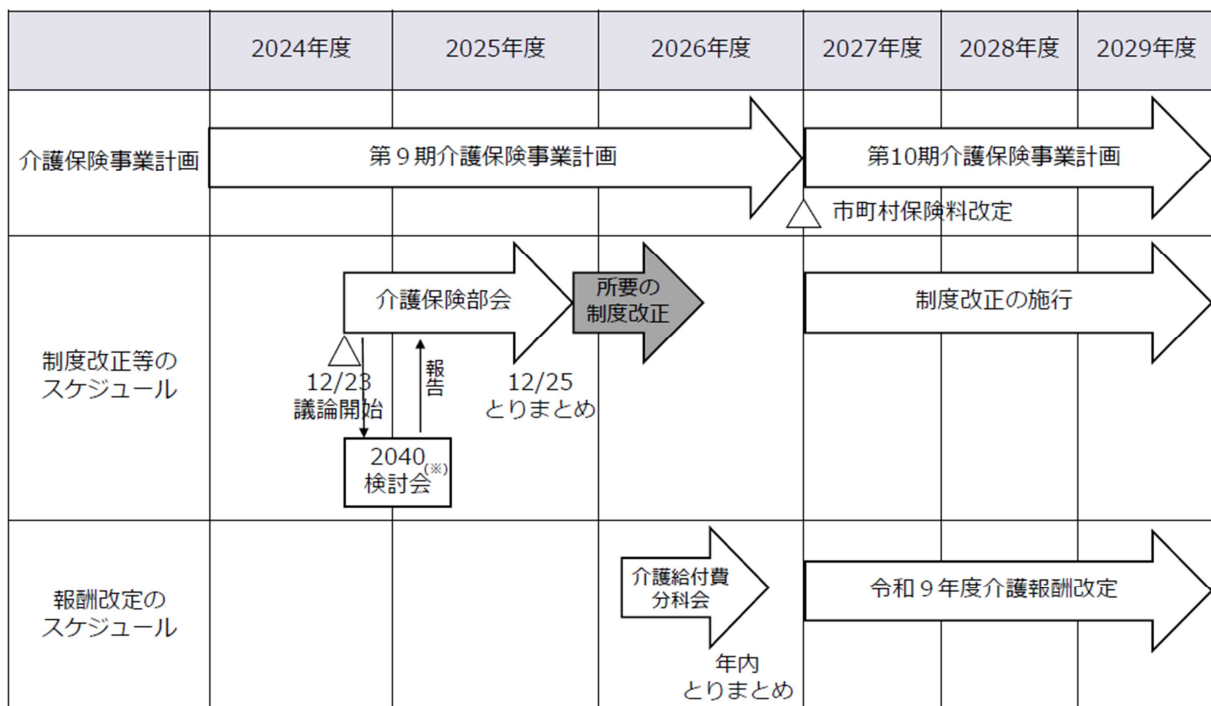
○高額介護サービス費の在り方

- ・制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

- 介護被保険者証の事務・運用
 - ・65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
 - ・電子資格確認を導入する ・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
 - ・65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う
- 高齢者虐待防止の推進
 - ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
 - ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする
- 要介護認定
 - ・申請代行が可能な者を拡大する
 - ・主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する
- 特定福祉用具販売
 - ・貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う
- 国民健康保険団体連合会の業務
 - ・介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする

今後のスケジュール（イメージ）



(※) 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
- 認知症の本人の声を尊重し、「**新しい認知症観**」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。

⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、**認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。**

⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、**プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標**を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

5 計画策定の体制

(1) 毛呂山町高齢者実態調査の実施

本町の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、町の福祉や介護サービスに対する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料として活用するために、一般高齢者（65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者）を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び、在宅で生活している要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

(2) 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための国の情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化されているとともに、グラフ等を用いた見やすくわかりやすい形で提供しています。

本計画では、このシステムを用いて、本町の課題抽出や将来推計による介護サービス見込量の算出を行います。

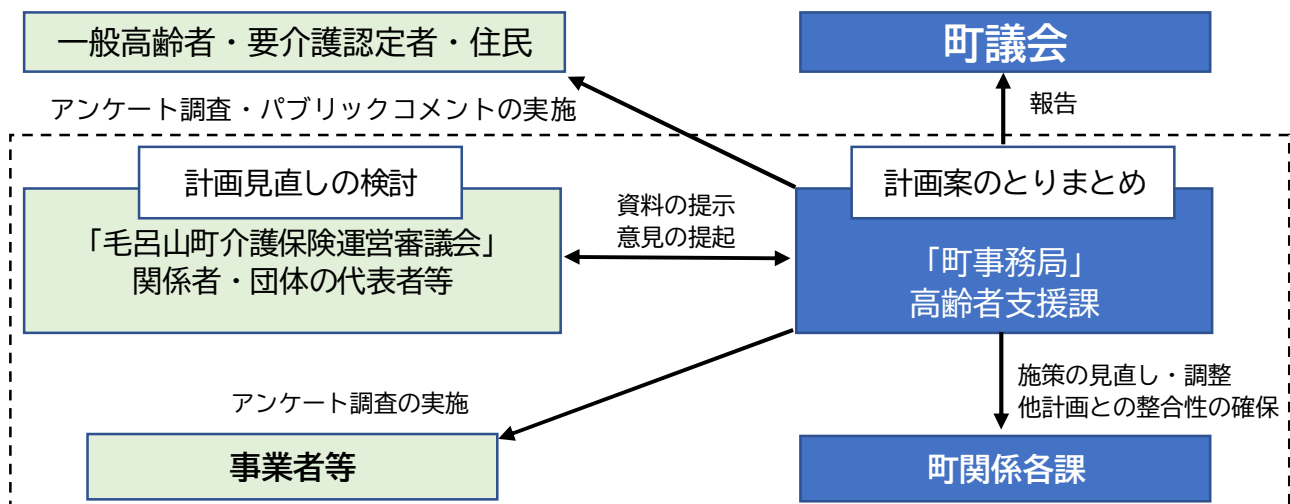
(3) 毛呂山町介護保険運営審議会の設置

保健・医療・福祉・介護の関係機関、団体の代表者、学識経験者、一般公募委員等で構成する「毛呂山町介護保険運営審議会」を設置し、計画内容に関する検討と計画に対する意見や要望の集約を図ります。

庁内の体制では、高齢者支援課が策定事務を担当し、保健センターや福祉課をはじめ、関係各課と連携・協調して計画の取りまとめを行っていきます。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に対する町民や関係者の意見を広く聴取するため、一定期間を設け、「第10期毛呂山町高齢者総合計画」素案の内容等を公表するパブリックコメントを本年度の1月中旬～2月中旬にかけて実施します。



6 計画策定のスケジュール（案）

年 月 日	全体作業（スケジュール）	関連作業等
令和8年 8月4日（火） 中央公民館視聴覚室	【第1回介護保険運営審議会】 ・第9期計画の計画値と実績値について ・令和7年度高齢者実態調査について ・令和7年度認知症施策の実績について ・第10期毛呂山町高齢者総合計画の策定について（概略）	
10月6日（火） 役場 201 会議室	【第2回介護保険運営審議会】 ・第10期計画の骨子案について ・地域ケア会議からの地域課題について ・地域密着型サービスの運営状況について ・地域包括支援センターの運営状況について	
11月10日（火） 中央公民館視聴覚室	【第3回介護保険運営審議会】 ・第10期計画の素案について ・介護・予防サービス・地域支援事業の実施状況及び推計 ・介護保険給付の状況及び推計 ・認知症施策推進計画について	・サービス見込量 ・保険料の仮設定 ・県協議（ヒアリング）
令和9年 1月12日（火） 役場 201 会議室	【第4回介護保険運営審議会】 ・第10期計画素案について ・介護保険料の推計について ・パブリックコメントの実施について	
1月中旬～2月中旬	パブリックコメントの実施	
2月16日（火） 中央公民館視聴覚室	【第5回介護保険運営審議会】 ・パブリックコメントの結果報告について ・第1号被保険者の介護保険料の設定について ・第10期高齢者総合計画最終案の審議・承認 ・地域密着型サービスの運営状況について ・地域包括支援センターの運営状況について	・審議会委員、関係機関、協力者等へ成果品を提供（配布）
3月上旬～中旬	・成果品納入（200冊） ・介護保険条例の一部改正 ・町議会へ報告	

毛高発第 号
令和8年8月4日

毛呂山町介護保険運営審議会
会長 鈴木 将 夫 様

毛呂山町長 井 上 健 次

第10期毛呂山町高齢者総合計画の策定について（諮問）

令和6年3月に「住み慣れた地域で、いつまでも安心して・自分らしく・いきいきと暮らせるまち・もろやま」を基本理念として策定した第9期毛呂山町高齢者総合計画は、令和8年度をもって計画期間が終了いたします。

これまで本町では、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定し、毛呂山町高齢者総合計画として推進して参りましたが、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月1日に施行され、市町村は各々の実情に即した市町村認知症施策推進計画の策定に努めることと規定されたことから、第10期計画では、このことも踏まえ、計画を策定して参ります。

つきましては、毛呂山町介護保険条例第11条第2項第1号に基づき、第10期毛呂山町高齢者総合計画の策定にあたり、貴審議会にご審議いただきたく、諮問いたします。